

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案概要

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案の概要 (雇用保険法関係)

1. 特定受給資格者の範囲の改正(諮問要綱 1関係)

- ・ 以下の理由により離職した者について、新たに特定受給資格者に該当することとする。
 - 賃金不払いを理由とする離職について、賃金の1/3を上回る額が支払期日までに支払われなかった月が1月でもあった場合
(現行の基準: 引き続き2ヶ月以上or離職前6ヶ月のうち3ヶ月以上)
 - 事業主が育児・介護休業法等に規定する義務を違反した場合(例: 休業等の申出の拒否、妊娠・出産等をしたこと及び休業等の申出をしたことを理由とする不利益取扱い、請求があったにもかかわらず所定外労働等をさせたこと等)

2. 移転費の着後手当の額の引上げ(諮問要綱 3関係)

- ・ UIJターンの促進等の観点から、着後手当の額を引き上げる。
親族を随伴する場合: 3万8千円→7万6千円(移動距離100km未満)、9万5千円(100km以上)
※ 親族を随伴しない場合はその半額

3. 短期訓練受講費の創設(諮問要綱 5関係)

- ・ 受給資格者等が公共職業安定所の職業指導により再就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練を受け、修了した場合に、受講のために支払った費用(入学料及び受講料に限る。)について支給する。
 - 支給対象となる訓練講座 : 一般教育訓練給付の対象講座として指定されていないもの(訓練期間一ヶ月以内の公的資格を対象予定)
 - 給付割合・上限額 : 受講のために支払った費用の2割・10万円まで
※ 給付制限期間中の訓練についても支給

4. 求職活動関係役務利用費の創設(諮問要綱 6関係)

- ・ 受給資格者等が求人者に面接等をするため、又は職業訓練・教育訓練を受講するため、その子に関して、保育等サービスを利用した場合に支給する。【面接等を行った日:15日分 訓練を受講した日:60日分を限度とする。】
 - 支給対象となる保育等サービス :
 - (i) 保育所、認定こども園で行われる保育、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
 - (ii) 地域子ども・子育て支援事業(例: 一時預かり事業、延長保育、病児保育、ファミリー・サポート・センター事業等)
 - (iii) その他(i)(ii)に準ずる役務(認可外保育所で行われる保育、ベビーシッター等)
 - 給付割合: 利用費(一日当たり上限8000円)の8割
※ 給付制限期間中の面接等についても支給

5. 一般教育訓練給付の対象となる費用の範囲の拡大(諮問要綱 7関係)

・ 一般教育訓練給付対象者が、訓練開始日前1年以内に、キャリアコンサルティング(※)を受けた場合の経費について一般教育訓練給付の支給対象とする。

○ 給付割合 : 費用(上限2万円)の2割

※ 職業能力開発促進法第30条の3に規定する国家資格を有するキャリアコンサルタントが行うキャリアコンサルティングに限る。

6. 有期雇用労働者に係る育児休業給付・介護休業給付の支給(諮問要綱 8関係)

・ 育児・介護休業法の改正に合わせ、有期雇用労働者に係る育児休業給付・介護休業給付の支給要件を緩和する。

- ① 申出時点で過去1年以上継続して雇用されていること
- ② 子が1歳になった後も雇用継続の見込みがあること
- ③ 子が2歳になるまでの間に雇用契約が更新されないことが明らかである者を除く



- ① 申出時点で過去1年以上継続して雇用されていること
- ② 削除
- ③ 子が1歳6ヶ月になるまでの間に雇用契約が更新されないことが明らかである者を除く

7. 介護休業給付の対象家族の拡大(諮問要綱 9関係)

・ 労働者の祖父母、兄弟姉妹、孫については、現在、労働者が同居・扶養している場合に対象家族となっているが、同居しない親族の介護を行う事例も見られることから、この同居・扶養要件を外す。

(対象家族)

- ① 配偶者
- ② 本人の父母
- ③ 配偶者の父母
- ④ 子供
- ⑤ 労働者が同居・扶養している祖父母
- ⑥ 労働者が同居・扶養している兄弟姉妹
- ⑦ 労働者が同居・扶養している孫



- ① 配偶者
- ② 本人の父母
- ③ 配偶者の父母
- ④ 子供
- ⑤ 祖父母
- ⑥ 兄弟姉妹
- ⑦ 孫

【施行期日:平成29年1月1日】